

日本学生支援機構大学予約奨学金の申込について

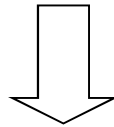
- ※ 緊急事態宣言等を踏まえ、日程等を下記のとおり変更します。(朱書き部分)
 なお、今後の国・県の方針変更等に伴い、日程等が変更される可能性があります。

予約採用申込み希望者は、電話連絡後、スカラネット入力完了及び提出必要書類の学校提出期限(令和2年6月22日(月)に間に合うように、事務室へ関係書類を取りに来てください。(この締切り以降に申込みを希望する場合は、事務室に6月23日(火)までに電話連絡をしてください。) ※電話及び来校は、平日の8:15～16:00 にお願ひします。

(この締切り以降は、大学での在学採用申込みになります)

～予約採用の流れ～

希望者確認後、関係書類一式封筒(マイナンバー提出書封筒を含む)及びスカラネットログイン時に必要なユーザーID・パスワードをお渡しします。



休業期間延長に伴い、学校での入力内容確認作業は省略します。

各家庭で申込内容を入力希望者
 (動作環境が整っているPC・スマートフォン
 ・タブレットから入力)

6月22日(月)までに入力作業を行い、
 印刷の上、そのコピーと必要書類等を事務室
 へ提出

- ※入力内容印刷したもの及び「申込みのてびき」
 は各自で保管
- ※印刷が出来ない場合は、その旨のメモを
 添えて提出

※入力時に、「マイナンバー提出書」セット(水色封筒)内に入っている申込ID・パスワードの
 記入が必要です。

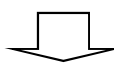
校内コンピュータ室での入力希望者
 (PC・スマートフォン・タブレットからの
 入力出来ない場合)

(入力日は後日お知らせします)

入力内容を印刷し、必要書類等と共に
 提出

- ※「申込みのてびき」は各自で保管
- ※入力内容印刷ものは後日返却します。

- ※入力・送信した内容は申込み期間中であれば再度ログインすることで確認できます。
- ※送信した内容に誤りがあった場合は、学校へ申出てください。(但し訂正できない事項もあります)



マイナンバー提出用封筒(黄緑色)でマイナンバー提出書を各自で郵送

※ インターネット入力後一週間以内

※ 簡易書留により郵送



選考結果通知は、11月下旬頃(予定)に届きます。

1 申込資格

(2021 年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人)

- (1) 2021 年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 高等学校等(本科)を卒業後2年以内の人

※外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

2 予約奨学金の種類(それぞれの種類・進学先・収入状況によって、金額は異なります。)

※詳細は日本学生支援機構HPを参照してください

(1) 給付奨学金 → **評定平均値は各自、最終担任等へ確認してください。**

学力基準: 次の①・②のいずれかを満たす人

- ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で **3.5 以上**
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における**学修意欲を有すること。**

家計基準: 次の①・②の両方を満たす人

- ① 収入基準・・・申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の所得等に基づき、住民税非課税又はそれに準ずる世帯と認められること。(詳細は日本学生支援機構HPを参照してください。)
- ② 資産基準・・・申込者(生徒)・生計維持者(父母)の資産の合計が一定額※未満
 ※生計維持者が1人の場合:1,250万円、生計維持者が2人の場合:2,000万円

(2) 貸与奨学金 (第一種について→**評定平均値は各自、最終担任等へ確認してください。**)

学力基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等 ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5 以上 ② 住民税非課税 (市区町村民税所得割が0円)世帯の人、 生活保護受給世帯 の人又は社会的養護を必要とする人(児童養護施設 在籍者等)であって、大学等における学修に意欲がある
	第二種	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等
家計基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当する ① 生計維持者(父母)の年収が第一種奨学金の収入基準以下である(目安は機構HP参照) ② 住民税非課税 (市区町村民税所得割が0円)世帯の人、 生活保護受給世帯 の人又は社会的養護を必要とする人(児童養護施設 在籍者等)
	第二種	生計維持者(父母)の年収が第二種奨学金の収入基準額以下である(目安は機構HP参照)
	併用貸与	生計維持者(父母)の年収が第一種・第二種併用貸与の収入基準額以下である(目安は機構HP参照)